

現行 (2016/3/27 施行版)	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会と称し、英文標記は Japan Football Association (略称 J F A) とする。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 日本を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加及び代表チームが参加する競技会の開催 (2) サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催 (3) サッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成 (4) 選手、チーム、指導者及び審判員等の登録 (5) 知的所有権の管理及び商標提供 (6) 社会貢献及び国際貢献の実施</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会と称し、英文標記は Japan Football Association (略称 J F A) とする。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 日本を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加及び代表チームが参加する競技会の開催 (2) サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催 (3) サッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成 (4) 選手、チーム、指導者及び審判員等の登録 (5) 知的所有権の管理及び商標提供 (6) 社会貢献及び国際貢献の実施</p>	

<p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 国際サッカー連盟等への加盟 (国際サッカー連盟等への加盟)</p> <p>第5条 この法人は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association, 略称FIFA)、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation, 略称AFC)及び東アジアサッカー連盟(East Asian Football Federation, 略称EAFF)に加盟する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 加盟団体 (加盟団体)</p> <p>第6条 <u>各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体(以下「都道府県サッカー協会」という。)</u>及び別に定める団体は、理事会及び評議員会の決議を得て、この法人の加盟団体となることができる。</p>	<p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 国際サッカー連盟等への加盟 (国際サッカー連盟等への加盟)</p> <p>第5条 この法人は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association, 略称FIFA)、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation, 略称AFC)及び東アジアサッカー連盟(East Asian Football Federation, 略称EAFF)に加盟する。</p> <p><u>第5条の2 FIFA、AFC又はEAFFから制定すべきと要請のある事項は、評議員会又は理事会の決議でこれを定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 加盟団体 (加盟団体)</p> <p>第6条 <u>この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体であって、この法人に加盟したもの(以下「都道府県サッカー協会」という。)</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 全国を9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域団体であって、この法人に加盟したもの(以下「地域サッカー協会」という。)</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という。)</u></p>	<p>※注1</p> <p>※注2</p>
--	---	-----------------------

(資格喪失)

第7条 加盟団体は、次の事由によって加盟団体の資格を喪失する。

(1) 解散

(2) 除名

(除名)

第8条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の決議を得て、会長がこれを除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に違反する行為のあったとき

(2) 当該加盟団体が都道府県サッカー協会の場合で、分担金を滞納したとき

(その他)

第9条 加盟団体に関する事項は別に定める。

(分担金)

第10条 加盟団体のうち、都道府県サッカー協会は、毎年別に定める分担金を納入しなければならない。

(4) 特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体であつて、この法人に加盟したもの（以下「各種の連盟」という。）

(5) その他日本におけるサッカーの普及及び発展を目的とする団体であつて、この法人に加盟したもの

(加盟)

第7条 前条の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を得て、この法人の加盟団体となることができる。

(加盟団体分担金)

第8条 加盟団体は、理事会で定める分担金を毎年納入する。

(脱退及び処分)

第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、評議員会において、総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2. この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、評議員会において退会処分を行うことができる。

(加盟団体必要事項)

第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。

<p style="text-align: center;">第5章 資産及び会計</p> <p>(基本財産)</p> <p>第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第12条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、<u>定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号ま</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 資産及び会計</p> <p>(基本財産)</p> <p>第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 <u>基本財産は、前項により定められたところを守らなければならない。</u></p> <p>2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第12条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号、第</u></p>	<p>※注3</p>
--	--	------------

での書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

（公益目的取得財産残額の算定）

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

第6章 評議員

（評議員の選出）

第16条 この法人には評議員75名を置く。

（評議員の選任及び解任）

6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2. 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項に定める定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

第6章 評議員

（評議員の選出）

第16条 この法人には評議員70名以上85名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

※注4

※注5

※注6

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 当該評議員の使用人

④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者

⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

① 理事

② 使用人

③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

イ 国の機関

第17条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 当該評議員の使用人

④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者

⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

① 理事

② 使用人

③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

イ 国の機関

※注7

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員に代わり選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第19条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第7章 評議員会

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員に代わり選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第19条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第7章 評議員会

<p>(権限)</p> <p>第20条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(5) <u>評議員の選任及び解任</u></p> <p>(6) <u>評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下「評議員選出団体」という。）の認定及び取消し</u></p> <p>(7) <u>貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認</u></p> <p>(8) <u>定款の変更</u></p> <p>(9) <u>残余財産の処分</u></p> <p>(10) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u></p> <p>(11) <u>その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</u></p> <p>(開催)</p> <p>第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(決議)</p>	<p>(権限)</p> <p>第20条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事<u>並びに会計監査人</u>の選任又は解任</p> <p>(2) 司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(5) <u>評議員候補者を評議員会に推薦できる加盟団体（以下「評議員推薦加盟団体」という。）の認定又は取消し</u></p> <p>(6) <u>貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認</u> <u>（ただし、第14条第2項に該当する場合に限る）</u></p> <p>(7) <u>定款の変更</u></p> <p>(8) <u>残余財産の処分</u></p> <p>(9) <u>基本財産の処分又は除外の承認</u></p> <p>(10) <u>その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</u></p> <p>(開催)</p> <p>第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(決議)</p>	<p>※注3</p> <p>※注8</p> <p>※注9</p> <p>※注10</p>
---	---	--

<p>第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p><u>(3) 評議員の選任及び解任</u></p> <p><u>(4) 評議員会推薦団体の認定及び取消し</u></p> <p><u>(5) 定款の変更</u></p> <p><u>(6) 基本財産の処分又は除外の承認</u></p> <p><u>(7) その他法令で定められた事項</u></p> <p>3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p>	<p>第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p><u>(3) 評議員推薦加盟団体の認定</u></p> <p><u>(4) 定款の変更</u></p> <p><u>(5) 基本財産の処分又は除外の承認</u></p> <p><u>(6) その他法令で定められた事項</u></p> <p>3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 役員及び会計監査人</p> <p>(役員及び会計監査人の設置)</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p>	<p>※注 11</p> <p>※注 12</p> <p>※注 3</p>
--	---	---------------------------------------

<p>(1) 理事 23名以上30名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p><u>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</u></p> <p><u>6. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。</u></p>	<p>(1) 理事 23名以上30名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p><u>5. 第4項のほか、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</u></p>	<p>※注 13</p>
<p>(役員の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p><u>6. この法人に会計監査人を置く。</u></p> <p>(役員及び会計監査人の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p>※注 14</p> <p>※注 3</p> <p>※注 3</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3. 会長、業務執行理事及び常務理事は、常務理事会を構成す</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、常務理事会を構</p>	<p>※注 15</p> <p>※注 16</p>

<p>る。</p> <p>4. 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち</p>	<p>成する。</p> <p>4. 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p><u>(会計監査人の職務及び権限)</u></p> <p><u>第28条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</u></p> <p><u>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの</u></p> <p>(役員及び会計監査人の任期)</p> <p>第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち</p>	<p>※注 17</p> <p>※注 3</p>
--	---	--------------------------

<p>最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p><u>5. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。</u></p>	<p>※注 18</p>
<p>(役員^の解任)</p> <p>第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<p>(役員及び会計監査人の解任)</p> <p>第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p><u>2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</u></p> <p><u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p><u>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p><u>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u></p> <p><u>3. 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。</u></p>	<p>※注 3</p> <p>※注 19</p>

<p>(役員の報酬等)</p> <p>第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(取引の制限)</p> <p>第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の免除又は限定)</p> <p>第33条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2. この法人は、<u>外部役員</u>との間で、前項の賠償責任について、</p>	<p>(役員及び会計監査人の報酬等)</p> <p>第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p><u>2. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。</u></p> <p>(取引の制限)</p> <p>第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の免除又は限定)</p> <p>第33条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2. この法人は、<u>理事(業務執行理事又はこの法人の使用人で</u></p>	<p>※注3</p> <p>※注20</p> <p>※注21</p>
---	---	------------------------------------

法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第9章 名誉役員

(名誉役員)

第34条 この法人に名誉役員若干名を置くことができる。

2. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

第10章 理事会

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(5) 会長代行者の選任及び解職

(6) 名誉役員の選定及び解職

(7) 事務総長の選任及び解任

(会長等の選定)

第36条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び

ない者に限る。)及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第9章 名誉役員

(名誉役員)

第34条 この法人に名誉役員若干名を置くことができる。

2. 名誉役員の選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

第10章 理事会

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(5) 名誉役員の選任及び解任

(会長等の選定)

第36条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び

※注 22

※注 23

※注 24

※注 25

※注 26

<p>常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第37条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。</p> <p>(決議)</p> <p>第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。</p> <p>(常務理事会)</p> <p><u>第40条 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項について審議する機関として、この法人に常務理事会を設置する。</u></p> <p>2. 前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</p> <p>第11章 司法機関</p>	<p>常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第37条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。</p> <p>(決議)</p> <p>第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。</p> <p>(常務理事会)</p> <p><u>第40条 重要な業務運営事項について検討する会議体として、この法人に常務理事会を設置する。</u></p> <p>2. 前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</p> <p>第11章 司法機関</p>	<p>※注 27</p>
---	---	--------------

<p>(司法機関)</p> <p>第41条 この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。</p> <p>(1) 規律委員会</p> <p>(2) 裁定委員会</p> <p>(3) 不服申立委員会</p> <p>2. 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</p> <p style="text-align: center;">第12章 各種委員会</p> <p>(各種委員会)</p> <p>第42条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。</p> <p>2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</p> <p style="text-align: center;">第13章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第43条 <u>この法人の事務を処理するために事務局を置く。</u></p> <p>2. <u>事務局に職員を置く。</u></p> <p>3. <u>職員は有給とする。</u></p>	<p>(司法機関)</p> <p>第41条 この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。</p> <p>(1) 規律委員会</p> <p>(2) 裁定委員会</p> <p>(3) 不服申立委員会</p> <p>2. 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</p> <p style="text-align: center;">第12章 各種委員会</p> <p>(各種委員会)</p> <p>第42条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。</p> <p>2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</p> <p style="text-align: center;">第13章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第43条 <u>この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</u></p> <p>2. <u>事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。</u></p> <p>3. <u>事務総長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。</u></p> <p>4. <u>前項以外の職員は、会長が任免する。</u></p> <p>5. <u>事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。</u></p>	<p>※注 28</p>
--	---	--------------

第14章 事務総長

（事務総長）

第44条 事務局の最高責任者として事務総長を置く。

2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。

第15章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

（解散）

第46条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 削除

第44条 削除

第15章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

（解散）

第46条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

※注 28

第16章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司 伸一、外山 純、

第16章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第17章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司 伸一、外山 純、

※注 29

岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、
横山 謙三、中臺 由紀夫、上野 二三一、本木 幹雄、渡邊 玉彦、
平林 正光、渡辺 滋、貫江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、高田 稔、
越山 彰、桑名 聰、森 進一、松田 保、村山 義彰、山野 喜弘、
中桐 俊男、喜田 秀夫、中村 源和、池田 洋二、金築 弘、
木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、
兵頭 龍哉、秋森 学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、
北岡 長生、大場 俊二、櫻田 公一、長嶺 一夫、上地 義徳

岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、
横山 謙三、中臺 由紀夫、上野 二三一、本木 幹雄、渡邊 玉彦、
平林 正光、渡辺 滋、貫江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、高田 稔、
越山 彰、桑名 聰、森 進一、松田 保、村山 義彰、山野 喜弘、
中桐 俊男、喜田 秀夫、中村 源和、池田 洋二、金築 弘、
木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、
兵頭 龍哉、秋森 学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、
北岡 長生、大場 俊二、櫻田 公一、長嶺 一夫、上地 義徳

5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟
団体とする。

※注 30

(1) 都道府県サッカー協会（計47）

1. 公益財団法人北海道サッカー協会
2. 一般社団法人青森県サッカー協会
3. 公益社団法人岩手県サッカー協会
4. 一般社団法人宮城県サッカー協会
5. 一般社団法人秋田県サッカー協会
6. NPO 法人山形県サッカー協会
7. 一般財団法人福島県サッカー協会
8. 公益財団法人茨城県サッカー協会
9. 公益社団法人栃木県サッカー協会
10. 公益社団法人群馬県サッカー協会
11. 公益財団法人埼玉県サッカー協会
12. 公益社団法人千葉県サッカー協会
13. 公益財団法人東京都サッカー協会
14. 一般社団法人神奈川県サッカー協会
15. 一般社団法人山梨県サッカー協会
16. 一般社団法人長野県サッカー協会
17. 一般社団法人新潟県サッカー協会

18. 公益社団法人富山県サッカー協会
19. 一般社団法人石川県サッカー協会
20. 一般社団法人福井県サッカー協会
21. 一般財団法人静岡県サッカー協会
22. 公益財団法人愛知県サッカー協会
23. 一般社団法人三重県サッカー協会
24. 一般財団法人岐阜県サッカー協会
25. 公益社団法人滋賀県サッカー協会
26. 一般社団法人京都府サッカー協会
27. 一般社団法人大阪府サッカー協会
28. 一般社団法人兵庫県サッカー協会
29. 一般社団法人奈良県サッカー協会
30. 一般社団法人和歌山県サッカー協会
31. 一般財団法人鳥取県サッカー協会
32. 一般社団法人島根県サッカー協会
33. 一般財団法人岡山県サッカー協会
34. 公益財団法人広島県サッカー協会
35. 一般社団法人山口県サッカー協会
36. 一般社団法人香川県サッカー協会
37. 一般社団法人徳島県サッカー協会
38. 一般社団法人愛媛県サッカー協会
39. 一般社団法人高知県サッカー協会
40. 公益社団法人福岡県サッカー協会
41. 一般社団法人佐賀県サッカー協会
42. 一般社団法人長崎県サッカー協会
43. 一般社団法人熊本県サッカー協会
44. 一般社団法人大分県サッカー協会
45. 一般社団法人宮崎県サッカー協会
46. 一般社団法人鹿児島県サッカー協会

	<p>47. <u>一般社団法人沖縄県サッカー協会</u></p> <p>(2) <u>地域サッカー協会（計9）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>公益財団法人北海道サッカー協会</u> 2. <u>一般社団法人東北サッカー協会</u> 3. <u>一般社団法人関東サッカー協会</u> 4. <u>一般社団法人北信越サッカー協会</u> 5. <u>一般社団法人東海サッカー協会</u> 6. <u>一般社団法人関西サッカー協会</u> 7. <u>一般社団法人中国サッカー協会</u> 8. <u>一般社団法人四国サッカー協会</u> 9. <u>一般社団法人九州サッカー協会</u> <p>(3) <u>公益社団法人日本プロサッカーリーグ</u></p> <p>(4) <u>各種の連盟</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>一般社団法人日本フットボールリーグ</u> 2. <u>一般社団法人日本女子サッカーリーグ</u> 3. <u>一般財団法人全日本大学サッカー連盟</u> 4. <u>一般財団法人全国社会人サッカー連盟</u> 5. <u>全国自治体職員サッカー連盟</u> 6. <u>全国自衛隊サッカー連盟</u> 7. <u>全国専門学校サッカー連盟</u> 8. <u>全国高等専門学校サッカー連盟</u> 9. <u>公益財団法人全国高等学校体育連盟</u> 10. <u>一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟</u> 11. <u>公益財団法人日本中学校体育連盟</u> 12. <u>一般財団法人日本フットサル連盟</u> 13. <u>全日本大学女子サッカー連盟</u> <p>(4) <u>関連団体</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>一般社団法人日本プロサッカー選手会</u> 2. <u>一般社団法人日本障がい者サッカー連盟</u> 	
--	--	--

6. 次に掲げる団体は、2017年3月26日におけるこの法人の評議員推薦加盟団体とする。

※注 31

(1) 都道府県サッカー協会（計47）

(2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ

(3) 2015年度における定時評議員会の日（2015年3月29日）における以下のJ1リーグ所属クラブ（計18）

① 株式会社ベガルタ仙台

② 株式会社モンテディオ山形

③ 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

④ 浦和レッドダイヤモンズ株式会社

⑤ 株式会社日立柏レイソル

⑥ 東京フットボールクラブ株式会社

⑦ 株式会社川崎フロンターレ

⑧ 横浜マリノス株式会社

⑨ 株式会社湘南ベルマーレ

⑩ 株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ

⑪ 株式会社松本山雅

⑫ 株式会社アルビレックス新潟

⑬ 株式会社エスパルス

⑭ 株式会社名古屋グランパスエイト

⑮ 株式会社ガンバ大阪

⑯ 楽天フットボールクラブ株式会社

⑰ 株式会社 サンフレッチェ広島

⑱ 株式会社サガン・ドリームス

(4) 一般社団法人日本フットボールリーグ

(5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ

(6) 一般財団法人日本フットサル連盟

別表 基本財産（第 11 条関係）

財産種別	場所・物量等
国債	利付国債 1,000,000,000 円

〔改正〕

2012年6月24日（2013年4月1日施行）

2014年3月29日

2015年3月29日

2016年3月27日

(7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟

(8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟

(9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟

(10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟

(11) 公益財団法人日本中学校体育連盟

(12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

別表 基本財産（第 11 条関係）

財産種別	場所・物量等
国債	利付国債 1,000,000,000 円

〔改正〕

2012年6月24日（2013年4月1日施行）

2014年3月29日

2015年3月29日

2016年3月27日

2017年3月26日

※注 1

【理由】

FIFA 等から定めるべきと要請のある事項の内、定款・各種規程類に定めることが馴染まないものがあるため。

※注 2

【理由】

① 都道府県サッカー協会と別に定める団体の規定内容が著しく均衡を失っているため。

具体的には、

a) 都道府県サッカー協会にだけ分担金納入の義務を課し、当該義務違反に対しては除名処分を行う規定がある。

b) 都道府県サッカー協会には「各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体」という団体の目的を明記しているのに対して、他の加盟団体は「別に定める団体」としか書かれていない。

② 本章及び基本規程の規定では、チームが加盟するためには理事会及び評議員会の決議が必要となっているため。

※注 3

【理由】

会計監査人を設置するため。会計監査人設置法人においては、原則として財務諸表は定時評議員会で報告のみ。（注 5 参照）

※注 4

【理由】

会計監査人の設置が義務付けられている公益法人は、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならないため。

※注 5

【理由】

会計監査人の会計監査報告の内容が無限定適正意見であること等 3 つの要件に該当しない場合、財務諸表は定時評議員会の承認が必要。

※注 6

【理由】

1. 渋谷幸夫著『内閣府モデル定款準拠・定款の逐条解説 公益財団法人・一般財団法人編』（全国公益法人協会 平成 25 年）では「「評議員は、〇人とする」と定款で定める場合は、一人でも退任すると員数を欠くことになる。したがって、評議員の員数の定め方としては不適當ということになる。」（p228）とされているため。
2. 内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成 28 年 4 月改訂版）においても「この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。」（p33）としているため。

※注 7

【理由】

第 14 条第 2 項で定義済みのため、削除。

※注 8

【理由】

1. 評議員の選任及び解任の手続は第 17 条で規定されているため。
2. 内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成 28 年 4 月改訂版）においても、1. と同様の解釈に立ち、評議員会の権限の条文では規定されていない。（p37）

※注 9

【理由】

1. 評議員候補者を評議員会に推薦できる団体は加盟団体であることを必要条件とすることを定款上規定するため。
2. 第20条(1)の「及び」「又は」の用例に従えば、本項は「又は」と改めるのが適切であるため。

※注 10

【理由】

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認は、通常は理事会であるため。

※注 11

【理由】

1. 理事の選任及び解任は普通決議、監事の選任は普通決議、監事の解任は特別決議という現行規定と比較し均衡を失しているため。
2. 内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成28年4月改訂版）においても評議員の選任及び解任は普通決議とされているため。（p39）

※注 12

【理由】

1. 加盟団体の認定・取消しと比較衡量すると、評議員推薦加盟団体の認定を特別決議事項とすることが適切であるため
2. 仮に評議員会推薦加盟団体に不祥事等が発生した場合に特別決議としていると取消しが困難になるおそれが生じるため

※注 13

【理由】

内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成28年4月改訂版）においては、「代表理事以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする。」としている。（p41）。これまでのJFAの組織運営からすると、その時々での理事構成によって業務執行理事の員数が変動してきているため、幅をもたせた員数の規定の方が適切であるため。

※注 14

【理由】

内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成28年4月改訂版）において『「代表理事に事故がある場合は、代表理事があらかじめ定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、（将来の）代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です。』と記載されているため。

※注 15

【理由】

第25条第4項の改正に伴い、業務執行理事を定める機関を定める必要があるため。

※注 16

【理由】

常務理事会の構成員を現行のままとするため。

※注 17

【理由】

会計監査人の職務及び権限を規定する必要があるため。

※注 18

【理由】

会計監査人の任期を規定する必要があるため必要があるため。

※注 19

【理由】

会計監査人の解任事由を規定する必要があるため。

※注 20

【理由】

会計監査人の報酬等の定め方を規定する必要があるため。

※注 21

【理由】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 198 条が準用する同法第 115 条第 1 項が改正されたため。

※注 22

【理由】

内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成 28 年 4 月改訂版）において「相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。」という例文が示されているため。（p48）

※注 23

【理由】

内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成 28 年 4 月改訂版）において『「代表理事に事故がある場合は、代表理事があらかじめ定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、（将来の）代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です。』と記載されているため。

※注 24

【理由】

第34条第2項の改正に伴い改正する必要があるため。

※注25

【理由】

第43条を改正し、同条第3項において当該規定を定めることとしたため。

※注26

第36条は、「会長選挙」のあり方についての結論が出るまで、現行規定のままとする。

なお、結論いかんによるが、現行の手順を維持するとしても、本条を第26条第2項に合わせる必要がある。

【理由】

1. 内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成28年4月改訂版）において、公益社団法人の定款規定例は「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。」という例文である。この例文は、あくまでも同一条項内にあることを前提としている。内閣府が示している定款規程例を二分割したのか理由が不明であるため。

2. 本条を第10章理事会の章に置くのではなく第8章役員の方章に置くことが適切であるため。

※注27

【理由】

常務理事会が理事会の権限を奪うおそれがあるため。

内閣府が出している『公益認定のための「定款」について』（平成28年4月改訂版）において「法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります。」（p50）と記されている。

※注28

【理由】

渋谷幸夫著『内閣府モデル定款準拠・定款の逐条解説 公益財団法人・一般財団法人編』（全国公益法人協会 平成25年）に提示されている定款規定文案（p1059）に倣うこととしたため。

※注29

【理由】

JFAの管理運営等に関する必要な事項につき、定款の下位の規則に委ねることができる旨の包括的な授權規定を置く必要があるため。

※注30

【理由】

これまで加盟団体の加盟手続が行われてこなかったため。

※注 31

【理由】

これまで評議員推薦加盟団体の決議が評議員会でなされなかったため。